

駐車場の設置するときは

～ 駐車場法等に基づく路外駐車場の届出について ～

駐車場の設置にあたっては、駐車場法等に基づく構造基準への適合や、市長への届出が必要となる場合があります。（変更する場合も同様）

設置する駐車場は、**一般公共の用に供するもの***であり、自動車（自動二輪車も含む）の駐車スペースの合計面積が**500㎡以上**ですか？

*一般公共の用に供するもの
…不特定多数が利用できるもの
(月極、従業員用駐車場など
専用的に使われるものは除く)

はい

いいえ

駐車料金を徴収しますか？

届出は不要です

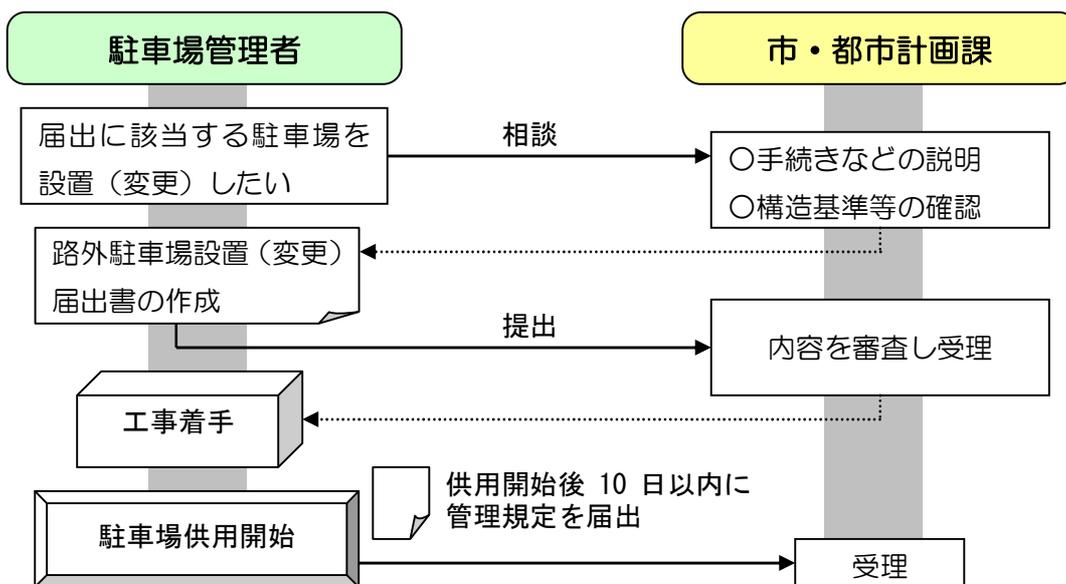
はい

いいえ

届出は不要ですが、駐車場法施行令に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。

- 駐車場法第12条に基づき、**工事着手前**に、路外駐車場設置届出を行う必要があります。
- バリアフリー新法第12条に基づき、特定路外駐車場*の設置届出を行う必要があります。
- 駐車場法施行令及びバリアフリー新法に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。
- 駐車場法第13条に基づき、**供用開始後10日以内**に管理規定の届出を行なう必要があります。

◆ 駐車場法に基づく届出の必要な路外駐車場を設置するときの手続きの流れ



駐車場法等にかかる路外駐車場、駐車場条例にかかる附置義務駐車場のお問合せは
都市計画課まで